

第2章 鳥獣保護

第1節 鳥獣保護対策の概要

野生鳥獣は、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理が必要となっています。

このため、令和2年度においては第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定・期間更新、鳥獣の保護管理を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行いました。

第2節 鳥獣保護区の設定等

1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため指定するもので、国指定鳥獣保護区と県指定鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて指定するもので、区域内においては鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

2 休 獵 区

休獵区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の永続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、地元の意見にも十分配慮しながら必要に応じて設定することとしています。

3 特定猟具使用禁止区域（銃）

特定猟具使用禁止区域（銃）は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について指定することとしています。

鳥獣保護区等の状況（令和3年3月末現在）

（県土面積773,509ha）

区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県土面積比 (%)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	102 (9)	61,056 (2,510)	7.9 (0.3)
休 獵 区	0	0	0
特定猟具使用禁止区域（銃）	62	18,722	2.4
計	164	79,778	10.3

第3節 鳥獣の保護増殖等

県鳥であるコシジロヤマドリの保護増殖及び国鳥であるキジの放鳥を通じて、県民の野生鳥獣の保護思想の普及啓発や自然保護に対する意識の向上に努めています。

1 コシジロヤマドリの保護増殖

コシジロヤマドリは、昭和39年に県鳥に指定されています。ヤマドリの亜種で、宮崎、熊本両県の南部及び鹿児島県に生息する希少種であり、令和2年度の生息調査（日本野鳥の会宮崎県支部への委託）では、県内の生息数を約10,900羽と推定しています。

県では、平成12年度からコシジロヤマドリ保護増殖事業を実施し、平成23年度から令和元年度まで放鳥を実施しました。

2 キジの放鳥

鳥獣保護区等において人工増殖によるキジ（120日雛）の放鳥を7月～9月頃を実施し、鳥獣の保護増殖に努めています。

第4節 鳥獣の保護管理

1 有害鳥獣の適正な捕獲

野生鳥獣は、その習性上、農林水産物に被害を与えることもあるので、生息数や農林水産物等への加害の状況に応じて有害鳥獣を捕獲し、被害の防止に努めています。

迅速かつ効果的な捕獲を実施するため、平成8年度から市町村長に一部の有害鳥獣について捕獲許可の権限を委譲しており、令和2年度末で狩猟鳥獣48種類やその他の鳥獣10種類、特定外来生物（鳥綱、哺乳綱）等の許可が可能となっています。

なお、シカ、サル、イノシシによる農林作物等への被害が深刻化していることから、県においては、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、シカ（捕獲促進地域）やイノシシ（県内全域）の狩猟期間の前後期間を延長するなど、その被害の軽減と適切な個体数管理に努めています。

2 鳥獣保護区内等における農林産物の被害防止

鳥獣保護区内やその隣接地におけるイノシシ、シカ、サル等による農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵、音響式防除機及び箱わなや囲いわなの設置補助事業を実施しています。

電気防護柵及び音響式防除機設置補助事業実績

年 度	平 2 6	平 2 7	平 2 8	平 2 9	平 3 0	令和元	令和 2
電気柵（基）	389	399	502	429	414	374	382
〃 延長(m)	148,850	153,100	191,050	162,250	159,950	141,650	147,580
防除機等（基）	10	34	22	33	26	5	4